

2018年度一橋大学法科大学院 前期授業予習・推薦図書等について

(既 修 者)

以下に続く資料は、2018年3月1日までに担当教員から連絡のあった指示等を取りまとめたもので、一橋大学法科大学院公式サイト（以下「公式サイト」と表記します。）にも掲載します。

今後、担当教員から予習指示の追加や変更がある場合は、随時、公式サイトに追加・変更として掲載していきますので、こまめに公式サイトをチェックするようにしてください。

なお、シラバス以外に特に予習指示のない科目もありますので、シラバスもご確認ください

<公式サイトURL>

<http://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/>

<一橋大学学術総合システム・学生ポータル Mercas(Web シラバス)>

<https://mercas.hit-u.ac.jp/Campus/Web/UniversityPortal/UserAttestation/WFU06010.aspx>

ID、パスワードの入力なしでログインして閲覧ができます。

2018/3/1 現在

公法演習 I 渡邊康行

渋谷秀樹ほか『憲法事例演習教材』(有斐閣、2009年)をテキストとして、授業を行います。第1部第2問「個人と団体」、第6問「思想・良心の自由」、第7問「政教分離原則」……という順に進む予定です。さしあたり、各単元の Questions を眺めておいてください。より詳細な予習指示は、3月末ごろ行います。

授業は憲法に関する一定水準の知識があることを前提として進めますので、各自の基本書を読み返したり、憲法判例百選 I・II などを使って判例を復習したり、しておいてください。なお、授業担当者の基本的立場がまとまった形で示されている文献としては、渡辺・宍戸・松本・工藤『憲法 I 基本権』(日本評論社、2016年)をお薦めします。

+++++

民事法演習 I 小粥太郎

民事法演習 I (春学期・夏学期)では、民法分野の演習を行います。主として、総則、物権、債権各論分野を扱います(なお、秋学期・冬学期に開講される民事法演習 III では、主として、担保物権、債権総論分野を扱います)。

指定の教科書はありません。

毎回、簡単な事例問題を検討することにより、民法の理解を深め、事案の分析・解決の能力を向上させることを目指します。

初回の授業では、権利能力のない社団、民法 94 条 2 項類推適用に関する設例(当日教室で配付)します。これらのテーマについて、各人の学修状況に応じた準備をお願いします。手持ちの教科書・体系書等を参照して確認する、などの準備をすることが考えられます。

+++++

民事法演習 II 杉山悦子

第1回目の授業では、三木浩一・山本和彦編『ロースクール民事訴訟法(第4版)』の Unit 1 を扱います。テキストをよく読み、教科書、体系書、テキスト記載の参考文献などを自ら調査し、設問に対する解答を考えるとともに、設問に関連する教科書等の該当箇所をよく読んで復習してきてください。

+++++

刑事法演習 I 橋本正博、葛野尋之

1. 予習内容

この科目では、刑法および刑事訴訟法の基礎を確認しながら、学んできた解釈論に関する知識を用いて、具体的な事案をいかに解決するか、という課題にとりくみます。基本判例を含め、刑法・刑事訴訟法の全体をひとつとおり理解していることが前提になります。

前半5回（および中間試験）は、橋本が担当し、実体法に関するテーマを扱います。予定されているのは、1 不作為犯、2 未遂犯（実行の着手と関連問題）、3 共同正犯の限界（共同正犯関係からの離脱・共謀の射程）、4 窃盗罪（占有・不法領得の意思）、5 文書等偽造罪です。それぞれの論点にかかわる判例を復習するとともに、土台を確認するつもりで、自分の使用してきた刑法の教科書を読み直しておいてください。なお、第1回授業のための予習事項は、具体的な質問項目の形で、改めて指示します。

後半は、葛野が担当し、手続法に関するテーマを扱います。毎回、基礎的事項の確認、重要判例の理解の確認、設例についての検討を、設問に回答してもらう形で進めます。判例の理解としては、たんに「判例はこう言っている」と、判旨を覚えるだけではなく、法の解釈と法の適用の両面において、「判例はなぜ、どのような考えに立って、そのように判断したのか」を理解する必要があります。授業は、基礎的事項についての理解ができていることを前提に進めます。実体法に比べ、手続法の基礎的学習がまだ十分でない人もいるかもしれませんし、十分学習してきた人も、再確認しておくことが望ましいと思います。各人、自分の使っている『教科書』をこの機会に1~2回「通読」しておくことを勧めます。その際には、必ず条文を参照し、条文のどの言葉がどのように解釈され手いるのかを確認すること、また、重要判例を参照すべきですが、そのときは、判断の前提となった事実および事実への法の適用の仕方についても、その裁判所がした判断を追体験するつもりで読み込んでおくことが重要でしょう。三井誠編『判例教材・刑事訴訟法（第5版）』（東大出版会、2015年）などが有用でしょう。

2. 推薦図書

刑法・刑事訴訟法については、受講者は既に相当程度に学習が進んでいるはずですから、各自の使い慣れた教科書の理解を深めることが第一です。この科目として特定の教科書を指定する予定はありません。

+++++

行政法Ⅰ 野口貴久美

講義の詳細は、初回の講義にてお話しします。本学のカリキュラムとの関係では、本講義は、行政法の初学者を前提として講義をすることになります。

行政法は、他の法律科目以上に、初学者にとってなじみにくい科目とされます。全くの行政法初学者の方は、事前に簡潔なテキストなどを通読して、全体像を把握しておくことが重要とされます。既に入手をされているテキスト等があれば、それを通読しておいてください。これから入手されるという場合には、下記のものをご紹介させていただきます。

- ・野呂＝野口＝飯島＝湊『ストゥディア 行政法』（有斐閣、2017年）
- ・高橋滋『行政法』（弘文堂、2016年）
- ・曾和＝山田＝亘理『現代行政法入門【第3版】』（有斐閣、2015年）

第1回は、ほぼ、下記の内容を取り上げます。テキスト、判例集等で関係する部分を予習しておくようにしてください。講義の1週間ほど前にはレジュメをWEB上にアップロードしておくようにします。講義にあたっての指示などがある場合には、WEBシステムを使って告知を出すようにしますので、受講者は確認をしておくようにしてください。

[1] 行政法総論の概要

- 1 行政法とは（公法と私法、公法関係、「行政法」とは）
- 2 行政法学とは（総論と救済法、行為形式、行為形式論の位置付け）
- 3 行政活動、行為形式（行政行為、行政計画、行政立法、行政指導、行政契約）

+++++

会社法 仮屋広郷

1. 授業について

授業では、テキストとして、神田秀樹『会社法』（弘文堂、第19版、2017年）を利用します（第20版が出た場合にはそちらを利用します）。初回の授業では、上記のテキストの「事業と法形態」（P.1～P.3）、「会社法の法源と構造」（P.11～P.12）、「株式会社法の歴史」（P.32～P.41）、「組織変更」（P.342～P.343）を扱う予定でいます。あらかじめ目を通しておいてください。

また、授業では『会社法判例百選』（有斐閣、第3版、2016年）も利用するので、各自で購入しておいてください。

2. 推薦図書など

開講前の推薦図書として、神田秀樹『会社法入門』（岩波新書、新版、2015年）をあげておきます。なお、最近の会社法学の傾向が知りたい人は、中村直人先生（本学出身の大先輩の弁護士さんです）が書かれた書評（『書齋の窓』630号〔2013年〕58頁～61頁）や、私が書いた書評（『書齋の窓』629号〔2013年〕74頁～78頁〔<http://hermes-ir.lib.hit-u.ac.jp/rs/handle/10086/25925>〕）を読んでみてください。また、現在進行中のコーポレート・ガバナンス改革の背景（神田19版41頁・178頁～180頁と関連する話）を知りたい人は、次の動画を見てみてください（40分で見ることができる平たい話です）。

動画：<https://www.youtube.com/watch?v=-fleMiugfTE>

ところで、以前の授業において、新株予約権の有利発行との関わりでフェアネス・オピニオンに触れたときに、それが必ずしも公正中立に作成されるわけではない（＝発行会社から報酬をもらっているコンサル会社としては発行会社の意向に沿うような内容を記載しがちである）旨を述べたところ、授業終了後に、「そういうことって本当にあるんですか？」という質問を受けたことがありました。私は、学生さんの中には、同じように感じる人が結構いるのではないかと思います。自分もそうだと思う人は、瀬木比呂志『絶望の裁判所』（講談社、2014年）を読んでみてください。制度が持つ一つの側面として、理念や建前で設計・運営されるとは限らない面があることを考えるきっかけになると思います。ちなみに、豊富な実務経験をお持ちの村岡啓一先生（第2代本学法科大学院長）は、同書は一面の真実を語っているとコメントされています（このコメントの掲載については、村岡先生の許諾をいただいています）。制度は人が作り出すものですから、上記の側面があることはある意味当然のことですが、そうした面に関心がある人は、拙稿「国際政治と会社法制改革――平成5年商法改正を通して今を見る」法学セミナー2016年3月号48頁以下も参照してみてください。

+++++

労働法Ⅰ 相澤美智子

1. 初回授業までにテキストの指定箇所（下記）を読んできてください。

西谷敏『労働法〔第2版〕』（日本評論社、2013年）2～71頁。

2. 次の問いについて考え、自分なりの答えを準備してきてください。

戦後労働法の通説は、生存権（憲法25条）が労働法の基本理念であると考えていた。これに対し、テキストの著者・西谷敏は異なる説（有力説）を唱えている。それはどのような説か。また、なぜかような説が唱えられるようになったの

か。西谷説が1980年代以降に唱えられるようになったことを念頭に起きつつ、
また全農林警職法事件・最大判昭48・4・25刑集27巻4号547頁（manabaに掲載）も参考にしつつ、考えなさい。

+++++

国際法 川崎恭治

※特に予習指示はありません

+++++

西洋法制史 屋敷二郎

※特に予習指示はありません